

観光事業者版「みえ安心おもてなし施設認証基準」

【体験事業】



- ・ 必須：~~2720~~項目
 - ・ 選択：~~2213~~項目
 - 推奨：~~10~~項目
- (令和5年3月13日改定)

【体験事業：必須】

<p>4 6 □ 列が発生する場合は参加者同士が触れ合わない程度の間隔をの社会的距離を確保している。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→順番待ち等により列が発生する場合、できるだけ2m以上(最低1m以上)の参加者同士の社会的距離を確保してください。(同一グループ同士については、この項目の適用を求めるものではありません。)</p> <p>→受付時や解散時に、参加者が重ならないように一組ずつ案内するようにしてください。</p> <p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②足元誘導シールの使用 ③アナウンス放送による注意喚起</p>
<p>5 7 □ 支払い時における現金等の受け渡し後には手指衛生の感染症対策を行っている。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→具体的な方法例：①キャッシュレス決済の導入 ②コイントレイの活用及び定期的な消毒 ③手指消毒の徹底(金銭の受け渡し前)</p>
<p>6 8 □ 基本的な感染防止対策について注意喚起を行っている。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>・ここでの基本的な感染防止対策は、飲食時以外のマスク着用、定期的な手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、社会的距離の確保、大声での発声の抑制を言います。</p> <p>・具体的な方法例：①掲示物や立看板による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起 ③来場者への文書配布</p>

(2) 体験中

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>7 9 □ 参加者の人数制限を状況に応じて行っている。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>・体験の内容や規模に応じ、営業時間単位で定員等を定めるようにしてください。</p> <p>→極力、一グループでの体験とし、複数グループの場合は他グループとの密集を避けるようにしてください。(幼児・小学生は小グループに分けるようにしてください。)</p> <p>→具体的な方法：①予約時の人数制限</p>
<p>8 10 □ 参加者同士の社会的距離が確保できるようにしている。</p> <p>(具体的な方法：—————)</p>	<p>・できるだけ1.2m以上(最低1m以上)の参加者同士の社会的距離を確保し、参加者同士を真正面に配置することは極力避けてください。(同一グループ同士については、この項目の適用を求めるものではありません。)</p> <p>・テーブルを利用する際に社会的距離を保てない場合は、テーブル間やテーブル上を、アクリル板、パーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)で遮蔽してください。</p> <p>・介助の必要がある場合はこの限りではありません。</p> <p>・具体的な方法例：①注意喚起の案内表示 ②スタッフによる呼びかけ ③足元誘導シール ④アクリル板・パーティション等の活用</p>
<p>11 □ スタッフ、参加者共に原則マスクを着用している。</p>	<p>→5歳以下の子供や水がかかわる場合や、夏季の気温湿度の高い環境での負のかかるプログラム等は、窒息のリスクがあるのでマスクの着用は必須とせず、参加者の任意とします。</p> <p>→マスクが着用できない場合は社会的距離を保つか、フェイスシールドやマウスシールドの着用を考慮してください。</p>

【体験事業：必須】

<p>9 12</p> <p>□ 体験時の飛沫感染対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・飛沫感染リスクを減らすため、口頭による説明を避ける工夫をしたり、大声を出さなくてもよい工夫をしてください。</p> <p>→具体的な方法例：①マイク・レシーバー等の使用 ②案内板の利用 ③パネルや動画による説明 ④少人数制での実施</p>
--	---

○主にスタッフの感染症予防

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>10 13</p> <p>□ スタッフと常に連絡がとれるようにしている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。</p> <p>→具体的な方法例：①緊急連絡網の作成</p>
<p>11 14</p> <p>□ スタッフの体温・体調をチェックしている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・スタッフに発熱(例えば平熱より1度以上)や風邪症状(せきやのどの痛みなど)がある場合は、出勤停止(自宅待機または帰宅)させてください。(家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。)</p> <p>・スタッフが、体調が優れない時に申し出しやすい環境作りに努めてください。</p> <p>・具体的な方法例：①業務開始前に検温・体調確認を実施</p>
<p>12 15</p> <p>□ マスク着用を遵守し、大声での会話を避けている。</p>	<p>→マスクが着用できない場合は社会的距離を保つか、フェイスガードやマウスシールドを着用してください。</p> <p>→必要に応じ、目の粘膜からの感染を防止するための目を覆うことができる物(フェイスガード、ゴーグル等)を着用してください。</p>
<p>13 16</p> <p>□ 手指消毒や手洗いを徹底している。</p>	<p>・定期的に手指消毒や手洗いを実施するとともに、就業開始時や休憩室の利用前後、飲食対応時、他者の接触が多い場所・物品に触れた後、清掃後、トイレ使用後に、手指消毒や手洗いを実施してください。</p>
<p>14 17</p> <p>□ 接客に当たっては社会的距離確保等の感染対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・スタッフは、できるだけ参加者に接触しないようにし、接触する場合は手指消毒を行ってください。(カウンター越しの接客対応も含まれます。)</p> <p>・子どもの参加者が動きまわる等、社会的距離を保てない場合は、保護者と相談し、極力直接接しないようにしてください。</p> <p>・具体的な方法例：①参加者の正面に立たないよう注意し、社会的距離をできるだけ1-2m(最低1m)以上確保する。 ②距離を確保できない場合は、アクリル板等で遮蔽する。</p>
<p>15 18</p> <p>□ ユニフォームや衣類はこまめに洗濯している。</p>	

○取組の見える化等

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>16 19 □ 掲示物やホームページ等で、感染防止対策を講じていることを周知している。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→三重県の公式ホームページ（三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト）で案内している →掲示物や、業界や各自で作成したチェックシートを活用してください。 →具体的な方法例：①ホームページで公開</p>

○感染が疑われる場合の対処方法

(1) 参加者に感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>20 □ 参加者が感染疑いのある症状となった場合、初期対応を適切に行っている（行うこととしている）。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→体験中であっても、お帰りいただくか、速やかに別室へ移し隔離してください。 →対応するスタッフは、マスクや手袋の着用等、適切な防護対策を講じてください。 →必要な場合、救急搬送を要請し医療機関へ搬送するとともに、事後の状況を把握してください。 →高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重で徹底した対応をするようにしてください。 →具体的な方法例：①初期対応についてスタッフに周知 ②初期対応にかかるマニュアルの策定</p>
<p>17 21 □ 参加者に感染疑いがある場合、「受診・相談センター」へ連絡するよう案内している、その指示に従っている（従うこととしている）。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→感染疑いがある場合は、参加者から「受診・相談センター」へ連絡するよう案内して要請するとともに、スタッフからも「受診・相談センター」へ連絡し、その指示に従ってください。 →速やかな連携が図れるよう、所管の「受診・相談センター」との連絡体制を整えておいてください。 →具体的な方法例：①連絡方法等についてスタッフに周知 ②連絡方法等にかかるマニュアルの策定</p>
<p>22 □ 保健所が行う感染者追跡調査等の結果、感染者が体験に参加していたことが判明した場合、感染拡大防止対策を適切に行っている（行うこととしている）。</p> <p>—(具体的な方法：—————)</p>	<p>→感染者が体験に参加していたことが判明した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力してください。 →保健所の指示・調査等の例としては、感染者が使用した区域の消毒、濃厚接触者の把握、関係者に対する情報共有、などが考えられます。 →参加者の感染が判明し、事業者側の故意または過失によることが明らかな場合等には、認証が取り消される場合があります。 →具体的な方法例：①判明した場合の対応方法についてスタッフに周知 ②判明した場合にかかるマニュアルの策定</p>

【体験事業：必須】

(2) スタッフに感染疑いがある場合等の対応

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>18 23 □ スタッフが発熱・風邪症状・体調不良の場合は、出勤停止（自宅待機または帰宅）させている。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>・スタッフが発熱や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、体調不良（倦怠感など）がある場合には、出勤停止（自宅待機または帰宅）としてください。 （家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。）</p> <p>・具体的な方法例：①発熱等の対応方法についてスタッフに周知 ②発熱等の対応方法にかかるマニュアルを策定</p>
<p>19 24 □ スタッフが感染もしくは感染疑いがある、濃厚接触者として判断された場合は、就業を禁止している。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。</p> <p>・具体的な方法例：①感染等の対応方法についてスタッフに周知 ②感染等の対応方法にかかるマニュアルを策定</p>
<p>20 25 □ スタッフが発熱・風邪症状・体調不良、感染疑いがある場合の対応をスタッフに周知徹底している。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>・家族のみで事業を行っている場合等も、準じた扱いをしてください。</p> <p>→具体的な方法例：①スタッフに対し、発熱・風邪症状・体調不良、感染の疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供 ②スタッフが、発熱・風邪症状・体調不良、感染の疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底できるよう、会議や打合せの場で周知</p>
<p>26 □ スタッフに感染疑いがある場合、「受診・相談センター」へ連絡を行うなど適切に対応を行っている（行うこととしている）。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>→感染疑いがある場合は「受診・相談センター」へ連絡し、その指示に従ってください。</p> <p>→具体的な方法例：①「受診・相談センター」への連絡についてスタッフに周知 ②「受診・相談センター」への連絡にかかるマニュアルの策定</p>
<p>27 □ スタッフの感染が判明した場合の感染拡大防止対策を適切に行っている（行うこととしている）。</p> <p>（具体的な方法： ）</p>	<p>→スタッフが感染した場合は、保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力してください。</p> <p>→保健所の指示・調査等の例としては、感染者が使用した区域の消毒、濃厚接触者の把握、関係者に対する情報共有、などが考えられます。</p> <p>→スタッフの感染が判明し、事業者側の故意または過失によることが明らかな場合等には、認証が取り消される場合があります。</p> <p>→具体的な方法例：①判明した場合の対応方法についてスタッフに周知 ②判明した場合にかかるマニュアルの策定</p>

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【体験事業：選択2-2-1-3項目】

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>○ 受付あり ○ 受付なし 【該当する場合は「1」をチェックしてください】</p>	
<p>1 <input type="checkbox"/> 受付等での対面接客時に、飛沫感染防止対策を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①アクリル板の設置 ②透明ビニールカーテンの設置 ③モバイル等による受付</p>
<p>○ 送迎車あり ○ 送迎車なし 【該当する場合は「2～3」をチェックしてください】</p>	
<p>2 <input type="checkbox"/> 感染防止対策を強化している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①窓開放による換気や外気の常時導入 ②バス等の送迎では利用人数の制限 ③乗用車等の送迎では異なるグループは同時に送迎しない</p>
<p>3 <input type="checkbox"/> 運転席と後部座席の間に仕切り等を設置している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>→必要に応じ、運転席と助手席の間にも仕切り等を設置してください。 →具体的な方法例：①アクリル板 ②透明ビニールカーテン</p>
<p>○ 更衣室・ロッカーあり ○ 更衣室・ロッカーなし 【該当する場合は「14」をチェックしてください】</p>	
<p>14 <input type="checkbox"/> 更衣室やロッカー使用时、できるだけ会話をひかえることや、1m以上離れて着替えを行えるよう掲示等で案内に密集しないよう工夫している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①利用するロッカーの位置を指定し近接するロッカーがなるべく同時に利用されないよう調整 ②参加者同士が1m以上の社会的距離を確保できるよう混雑状況を見ながら利用時間を調整</p>

【体験事業：選択】

<p>○ 遊び体験等で利用する乗り物がある ○ 遊び体験等で利用する乗り物がない 【該当する場合は「25」をチェックしてください】</p>	
<p>2 5 □ 乗り物で異なるグループが同乗する場合は、社会的距離を確保できるよう配置している。 (具体的な方法：)</p>	<p>・異なるグループが同乗する場合は、間隔をできるだけ1.2m(最低1m)以上確保できるよう配置します。 ・具体的な方法：①シール等での表示 ②掲示物や立看板による注意喚起</p>
<p>○ 貸出器材あり ○ 貸出器材なし 【該当する場合は「36」をチェックしてください】</p>	
<p>3 6 □ 参加者に貸し出す器材は、適時前後に消毒・洗浄等している。 (具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①消毒 ②洗浄 ※消毒できない場合は、参加者が貸出器材に触れる前、触れた後に手指消毒や手洗いを行うことを要請して下さい。</p>
<p>○ 参加者が持ち帰る作品や道具等あり ○ 参加者が持ち帰る作品や道具等なし 【該当する場合は「7」をチェックしてください】</p>	
<p>7 □ 参加者が持ち帰る作品等ある場合、原則本人が作成したものののみ持ち帰るか、または事後に送付するようにしている。</p>	
<p>○ 体験の中に飲食を伴う ○ 体験の中に飲食を伴わない 【該当する場合は48～59」をチェックしてください】</p>	
<p>4 8 □ 参加者に対し感染防止対策を要請している。 (具体的な方法：)</p>	<p>・ここでの感染防止対策とは、飲食中は会話を控えること、飲食時以外のマスク着用、飲食前後の手指消毒、社会的距離の確保のことを言います。 ・具体的な方法例：①掲示物や立看板による要請 ②アナウンス放送による要請 ③スタッフによる呼びかけ</p>
<p>5 9 □ 飲食時の感染防止対策を実施強化している。 (具体的な方法：)</p>	<p>・異なるグループについては、別々の個室で対応するか、グループ相互に社会的距離をできるだけ2m(最低1m)以上確保するか、グループ同士のテーブル間をアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等(目を覆う程度の高さ以上のものを目安)で遮蔽してください。 ※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等は同一グループとして扱います。 ・介助の必要がある場合はこの限りではありません。 →具体的な方法例：①予約制の活用や滞在時間の制限(2時間程度を目安) ②真正面に配席せず、座席同士の間隔を1m以上確保 ③真正面に配席せず、定員の半分以下に利用制限 ④座席同士をパーティションを設置して遮断</p>

【体験事業：選択】

<p>○ トイレあり ○ トイレなし 【該当する場合は「10～11」をチェックしてください】</p>	
<p>10 <input type="checkbox"/> 参加者がトイレ利用時において手指消毒を実施できるようにしている。 (具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①共用トイレの入り口付近（施設側）に消毒設備（アルコール消毒液）を設置している。</p>
<p>11 <input type="checkbox"/> トイレ利用時における注意事項について周知を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>→ここでの注意事項とは、トイレの蓋がある場合は蓋を閉めて流すことや、トイレ使用後は手洗いや手指消毒を実施することを言います。 →具体的な方法例：①掲示物による注意喚起 ②アナウンス放送による注意喚起 ③参加者に文書等を配布</p>
<p>○ ハンドドライヤーあり ○ ハンドドライヤーなし 【該当する場合は「6+12」をチェックしてください】</p>	
<p>6 <input type="checkbox"/> ハンドドライヤー、共通のタオル等の使用に関し、適切に対応している。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①ハンドドライヤー設備は、メンテナンスや清掃等の契約等で、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることが確認できる場合には、使用可能とします。共通のタオルの使用を禁止し、代わりにペーパータオルを設置 ②ハンドドライヤー、共通のタオルの使用を禁止し、代わりにペーパータオル等を設置するか、個人用のタオルを用意（宿泊客が各自のタオルを使用）。</p>
<p>○ スタッフ用休憩スペースあり ○ スタッフ用休憩スペースなし 【該当する場合は「7+13～9+15」をチェックしてください】</p>	
<p>7 <input type="checkbox"/> スタッフが休憩スペースを利用する際、基本的な感染防止対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・ここでの基本的な感染防止対策とは、マスク着用、利用人数制限などによる社会的距離確保（できるだけ1m以上）、対面で食事や会話をしないことを言います。 →具体的な方法例：①利用方法についてスタッフに周知 ②利用方法にかかるマニュアルの策定</p>
<p>8 <input type="checkbox"/> 十分な換気を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。 ※いずれの場合でも、パーティション等を設置する際には空気の流れを阻害しないよう留意してください。 ※換気基準は必須項目「施設・設備の衛生管理の徹底」のとおり。</p>
<p>9 <input type="checkbox"/> 共用物品について、定期的な清拭消毒をし、感染防止対策を行っている。 (具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①定期的な清拭消毒</p>

【体験事業：選択】

<p>○ 体験で使用する施設あり ○ 体験で使用する施設なし 【該当する場合は「10+6～12+9」をチェックしてください】</p>	
<p>10 +6 □ 十分に換気を行っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・具体的な方法例：①窓の開放により行っている。 ②機械換気により行っている。 ※いずれの場合でも、パーティション等を設置する際には空気の流れを阻害しないよう留意してください。 ※窓の開放による場合、複数の窓がある場合は二方向の窓を開け、窓が一つの場合はドアも開けることにより、空気の流れをつくってください。 また、1時間に2回以上、数分程度換気してください。 ※機械換気による場合、一人あたり毎時30㎡以上の換気量を確保してください。換気量は、換気設備の取扱説明書等で確認するか、設置業者等に問い合わせてください。 (建築物衛生法(通称：ビル管理法)の「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、この必要換気量を満たすことになると考えられます。) ※詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。 ※夏場は、厚生労働省作成『熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参考に、熱中症予防との両立を適切に行ってください。 ※冬場は、厚生労働省作成『冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参考に、室温の低下による健康影響の防止との両立を適切に行ってください。</p>
<p>11 +7 □ 他人と共用する物品や複数の人の手が触れる部分について、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を用いて適時清拭消毒場所の消毒に関し、感染防止対策を強化している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる設備等とは、筆記用具等、テーブル、椅子、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、蛇口、手すり、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション、トイレの便座や洗浄レバー、公衆電話 などで。 →直接飲用するタイプのウォーターサーバーについては、極力、使用停止としてください。 →具体的な方法例：①アルコール消毒液を使用した定期的な清拭消毒 ②次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用した定期的な清拭消毒 ③界面活性剤含有の洗剤を使用した定期的な清拭消毒</p> <p>※『新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について』(厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ)を参考にしてください。</p>
<p>18 □ ゴミを回収する者の感染防止対策を強化している。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>→具体的な方法例：①マスク及び手袋を着用して作業し、作業後に手洗い・手指消毒を実施</p>
<p>12 +9 □ ゴミ、リネン類等を処理・回収する際にビニール袋に密閉し、飛散しないよう対策するとともに、作業後に手を洗っている。</p> <p>(具体的な方法：)</p>	<p>・食品残さ、鼻水や唾液などが付着した可能性のあるゴミ、リネン類、おしぼり等は、飛散しないようにし、作業後に手を洗っている。 →具体的な方法例：①ビニール袋に密閉して処理</p>

【体験事業：選択】

<p>○ 建築物衛生法における特定建築物に該当する ○ 該当しない 【該当する場合は「1320」をチェックしてください】</p>	<p>・建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律、通称「ビル管理法」）における特定建築物とは、興行場、百貨店、集会場、遊技場、店舗等の用途に供される延べ床面積が3,000㎡以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するものをいいます。 ※該当するかどうか不明な場合は、お問い合わせください。</p>
<p>13 20 □ 建築物衛生法に基づく「空気環境の調整に関する基準」に従って、建築物を維持管理している。</p>	<p>・建築物衛生法における「空気環境の調整に関する基準」に適合していれば、必要換気量（一人あたり毎時30㎡）を満たすことになると考えられます。 ・詳しくは、厚生労働省作成『「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法』を参照してください。</p>
<p>○ エレベーターあり ○ エレベーターなし 【該当する場合は「21」をチェックしてください】</p>	
<p>21 □ 利用人数制限を行っている。</p> <p>（具体的な方法： _____ ）</p>	<p>→具体的な方法例：①重量センサーの調整による制限 ②足下誘導シールの使用 ③注意喚起の案内表示</p>
<p>○ 喫煙スペースあり ○ 喫煙スペースなし 【該当する場合は「22」をチェックしてください】</p>	
<p>22 □ 利用者が密にならないよう工夫している。</p> <p>（具体的な方法： _____ ）</p>	<p>→具体的な方法例：①社会的距離の確保について掲示物等により注意喚起 ②利用人数を制限</p>

観光事業者版みえ安心おもてなし施設認証基準【体験事業：推奨10項目】

※認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組として推奨する事項です。

基準項目	説明・具体的な方法例
<p>1 接触感染、飛沫感染のリスクを低減するため、対策を強化している。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→ 感染防止対策のため特に導入しているものが対象です。</p> <p>→ 具体的な方法例：①参加者の導線が重ならないための案内</p> <p>②自動扉（非接触型）の整備</p> <p>③自動水栓の整備</p>
<p>2 施設内の人が密集する共用エリアについて、換気の詳細（空気の流れ）をわかりやすく図示している。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→ 図は、給気箇所と排気箇所の空気の流れ（矢印）や窓等の換気方法（30分に1回、5分程度など）または機械の換気能力（毎時〇〇㎡）を記載した簡易なもので十分です。</p> <p>→ 具体的な方法例：①換気の状態について、参加者の見やすいところに掲示している。</p>
<p>3 二酸化炭素濃度計を計測して換気を徹底している。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→ 建築物衛生法に基づく二酸化炭素濃度の測定とは異なります。</p> <p>→ 参加者の密集を避けたり適切な換気を行うため特に対策をとっている場合が対象です。</p> <p>→ 具体的な方法例：①CO2センサーの使用等により、参加者の密集の度合いや換気状況の把握に努め、適宜、参加者へ密集回避の呼びかけや換気の調整を行っている。</p>
<p>4 必要物資の準備・備蓄を行っている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→ 具体的な方法例：①感染症対策に必要な物資の一覧表を作成し、十分な量を準備している。</p> <p>②緊急時にすぐに入手できるように手配している。</p> <p>③感染症対策に必要な物資について、平時から使用した分をその都度補充し、常に一定量を備蓄している。</p>
<p>5 参加者に「安心みえるLINE」を活用してもらえるように取り組んでいる。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→ 特にイベント等、濃厚接触の可能性が想定される場合に活用してください。</p> <p>→ 「安心みえるLINE」は、ある施設・イベント等の利用者の感染が判明し、不特定の方への感染の恐れが高いと判断される場合に、同じ場所を同じ時間帯に利用していた登録者にLINEメッセージでお知らせするものです。</p> <p>→ https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000076_00004.htm</p> <p>→ 事業者側の登録手続き等が必要です。</p> <p>→ 具体的な方法例：①掲示物や立看板による呼びかけ</p> <p>②受付時に登録を呼びかけ</p> <p>③ホームページにて登録を呼びかけ</p>

【体験事業：推奨】

<p>6 日 スタッフや参加者に「COCOA」を活用してもらえよう取り組んでいる。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→「COCOA」は、厚生労働省が開発した接触確認アプリです。新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができます。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html</p> <p>→具体的な方法例：①掲示物や立看板による呼びかけ ②受付時に登録を呼びかけ ③ホームページにて登録を呼びかけ</p>
<p>7 日 デジタルツール等を活用し、スタッフと参加者の直接の接触を減らす。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①電子チケットの導入 ②モバイルオーダーの導入 ③オンラインレビュー等を活用し、現地下見は極力避ける</p>
<p>8 日 業務の継続性に配慮した対策を行っている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①スタッフの出勤停止等により通常の業務の継続が困難となる場合を想定し、優先的に継続する業務をあらかじめ選定したうえで、当該業務の人員体制を定めている。</p> <p>②重要業務について、属人化の解消を進めるとともに、スタッフ教育を通じて、遂行できるスタッフを増やしている。</p>
<p>9 日 その他、独自の感染拡大防止対策を行っている。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→具体的な方法例：①参加者に対し、来訪前14日前からできるだけ人ごみを避ける、外出を避けるなど、感染リスクを可能な限り低減するよう依頼</p> <p>②混雑する場合の利用人数制限や滞在時間制限</p>
<p>10 日 自社によるPCR検査を実施している。</p> <p>（具体的な方法：_____）</p>	<p>→スタッフが感染した場合の早期発見により感染拡大防止につなげます。</p> <p>→具体的な方法例：①PCR検査キットを用意し、検温等により体調不良が認められた際に直ちに検査を行うこととしている。</p>